

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年5月7日
軽自動車検査協会札幌主管事務所
契約担当役 所長 関 伸也

I. 入札事項

1. 工 事 名 軽自動車検査協会旭川事務所 シートシャッター更新及びシャッター補修
工事
2. 工事場所 北海道旭川市春光6条5丁目1番23号
3. 工事内容 シートシャッターの更新工事及び重量シャッターの補修工事
なお、仕様書等は、軽自動車検査協会札幌主管事務所及び旭川事務所で
貸与又は閲覧に供します。
4. 工 期 令和8年11月30日（月）まで

II. 競争参加者に必要な資格に関する事項

1. 令和7・8年度国土交通省一般競争（指名競争）参加資格（国土交通省大臣官房会計課長名）において業種区分「建築工事業」に係る競争参加資格者の名簿に登録された者であって、「C」等級以上、または令和7・8年度北海道開発局一般競争（指名競争）参加資格における工事区分「建築」に係る名簿に登録された者であって、「D」等級以上に格付けされている者であること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度国土交通省の認定を受けていること。）
2. 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
3. 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
4. 国土交通省から指名停止等を受けている期間中でないこと。
5. 軽自動車検査協会札幌主管事務所管内（北海道）に本社、支店等営業の本拠を有する者であること。
6. 次のいずれにも該当しないこと。
(1) 役員（業務を遂行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人・団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する

暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号について同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、当該法人・団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

Ⅲ. 競争参加資格の確認

本競争入札の参加希望者は、競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げる書類を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けること。

1. 提出する書類

- (1) 競争参加資格の審査結果の通知書の写し及び責任者（担当者）の名刺
※余白に提出年月日を記入し、責任者（担当者）の記名押印をすること。
- (2) (1) の参加資格の申請の際に提出した申請書類及びその添付書類一式（電子申請による場合はその際の画面を印刷したもので可）の写し
- (3) 経営事項審査結果通知書の写し（(2) の添付書類でない場合に限る。）

2. 提出期限

令和8年5月7日（木）から令和8年5月18日（月）まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く日の9時00分から17時00分まで

3. 提出場所

北海道札幌市北区新川5条20丁目1番21号
軽自動車検査協会札幌主管事務所 管理課 電話 011-769-5531
又は
北海道旭川市春光6条5丁目1番23号
軽自動車検査協会旭川事務所 電話 0166-46-6025

4. 提出方法 提出場所に持参すること。

Ⅳ. 仕様書の貸与等及び入札心得書等関係書類の交付場所

競争参加資格を有することを証明するための書類の提出時に、上記Ⅲ. 3. にて下記書類を交付します。

1. 入札説明書

2. 入札心得書
3. 入札にあたっての注意事項
4. 入札用紙（第1号様式）及び所定の内訳書
5. 入札書提出用封筒（第3号様式）例
6. 仕様書等

V. 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

1. 日 時：令和8年5月26日（火）午前10時より
2. 場 所：北海道札幌市北区新川5条20丁目1番21号
軽自動車検査協会札幌主管事務所 会議室
3. 提出方法：入札場所に持参すること。

VI. 入札保証金及び契約保証金

1. 入札保証金 免除
2. 契約保証金 納付（契約保証金には利子は付さない。）。
ただし、銀行その他の金融機関又は保証事業会社の保証を持って契約保証金の納付に代えることができる。

VII. 契約条項を示す場所

上記Ⅲ. 3. に同じ。

VIII. その他

1. 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。
2. 入札書の記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
3. 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となる者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格を入札し

た者を落札者とすることがある。

なお、同額入札の場合は、入札参加者の立会いによるくじ引きにより決定する。 ま

た、開札の結果については公表することがある。

4. 契約書作成の要否 要

〔連絡先〕

北海道札幌市北区新川5条20丁目1番21号

軽自動車検査協会札幌主管事務所 管理課 電 話 011-769-5531

F A X 011-769-5532